

令和 6 年度

札幌市立陵北中学校



PTA 総会 資料



次 第

<議 事>

- (議案 1) 令和 5 年度 活動報告・・・・・・・・・・P 1
- (議案 2) 令和 5 年度 会計決算報告・・・・・・・・・・P 2 ～ 3
 - * P T A 会費 決算報告
 - * P T A 特別会計 決算報告
- (議案 3) 令和 6 年度 運営方針案・・・・・・・・・・P 4
- (議案 4) 令和 6 年度 P T A 会費 予算案・・・P 5
- (議案 5) P T A 会則 改正について報告と承認・・・P 6 ～ 1 0
- (議案 6) P T A 慶弔規定 改正案について・・・・・・・・P 1 1 ～ 1 2
- (議案 7) P T A 役員候補者の報告と承認・・・・・・・・P 1 3

札幌市立陵北中学校 P T A 個人情報取り扱い規定・・・P 1 4 ～ 1 8

2 0 2 4 年度 札幌市 P T A 共済会のご案内

役員事務局

- ・入学式 出席
- ・PTA 入会式 準備・開催
- ・PTA 総会 準備・開催
- ・役員会議・事務局会議・合同会議・各委員会 準備・開催
- ・標準服等リサイクルバザー 運営（特別会計の収入）
- ・西区 PTA 連合会理事会 出席
- ・校長先生となんでもおしゃべり会 企画・実施
- ・教職員紹介 発行
- ・高校見学ツアー開催（札幌第一高校・東海大学付属札幌高校）
- ・PTA 会計監査
- ・PTA だより 発行
- ・卒業式出席 3年生に印鑑の記念品を贈呈

学年委員会

- ・委員選出
- ・PTA 総会 出席
- ・合同会議・学年委員会 出席
- ・各学年代表・副代表選出
- ・花壇の水やり、除草
- ・保護者集会で参加者にお茶とお菓子を配布
- ・3学年の先生へ花束贈呈

役員選考委員会

- ・委員選出
- ・PTA 総会 出席
- ・合同会議 出席
- ・委員会 開催

令和5年度 陵北中学校PTA会費会計決算書

1. 収入の部

令和6年3月11日現在

項目		予算	決算	増減	摘 要
繰越金		541,683	541,683	0	前年度繰越金
会費	保護者	1,254,600	1,127,560	△ 127,040	4月:615世帯 3月:614世帯 ※4月誤1世帯
	教職員	75,480	68,080	△ 7,400	教職員 37人 ×2,040円/年
	PTA会費計	1,330,080	1,195,640	△ 134,440	1月分、徴収せず(一括納入済み世帯は返金)
共済会掛金	生徒掛金	302,220	302,220	0	生徒数 657人 ×460円/人
	保護者掛金	86,100	85,960	△ 140	保護者 614世帯 ×140円/世帯 ※4月誤1世帯
	教職員掛金	5,180	5,180	0	教職員 37人 ×140円/人
	共済掛金計	393,500	393,360	△ 140	
雑収入		0	0	0	
収入総合計		2,265,263	2,130,683	△ 134,580	

2. 支出の部

単位(円)

項目		予算	決算	増減	摘 要
運営費	1 事務局費	60,000	41,332	18,668	実行委員会お茶・会議用お茶
	2 事務消耗品	50,000	76,537	△ 26,537	コピー用紙・コピー機用ホッチキス針・マルチカード・インクカートリッジ・マグネットバー・クリアポケット・他
	3 会議費	70,000	0	70,000	
	4 印刷費	180,000	258,152	△ 78,152	コピー機リース料・コピーカウンター料
	5 交通費	20,000	13,000	7,000	校区外交通費(ちえりあ・ハ軒小学校・ホテルヤマチ)
	6 通信費	15,500	15,000	500	事務局11人×1,000円・選考委員会8人×500円
運営費計		395,500	404,021	△ 8,521	
活動費	7 教養部・環境部	50,000	39,778	10,222	花苗・肥料・PVC手袋・ホースジョイント
	8 PTAレクリエーション	30,000	13,600	16,400	9/4・11/9・1/22校長先生とんでもおしゃべり会(茶菓子)
	9 広報誌	50,000	18,500	31,500	プレ広報誌700部
	10 学年交流会費	70,000	69,931	69	茶菓子:1年・3年交流会×各1回・2年交流会2回 ※保護者集会時に配布
活動費計		200,000	141,809	58,191	
分担費	11 負担金	400,000	407,050	△ 7,050	中体連・中文連・進路主事・教護協会・区P連
慶弔	12 奨励費	110,000	105,470	4,530	卒業記念品(印鑑・ケース付)
	13 慶弔費	94,000	74,480	19,520	入学式・卒業式祝花(玄関)・祝(結婚・出産・他)・香典(弔電・花)・見舞金・3学年先生へ花10人×3,300円
	祝花	44,000	44,000	0	入学式・卒業式玄関花・3学年先生への花10人×3,300円
	祝い金・香典など	50,000	30,480	19,520	結婚祝2件・香典1件・出産祝1件・見舞金1件
慶弔費計		204,000	179,950	24,050	
個人情報	14 個人情報漏洩補償制度掛金	10,210	10,100	110	個人情報漏洩補償制度掛金
その他	15 周年行事・還元費	100,000	100,000	0	特別会計へ
	16 予備費	562,053	21,700	540,353	10/21・22 全P連北海道ブロック研究大会参加費(ロイトン札幌・カナモトホール)・交通費(会長・副会長2名)・会長写真
その他計		662,053	121,700	540,353	
共済掛金	17 共済掛金	393,500	393,360	140	
	生徒掛金	302,220	302,220	0	生徒数 657人 ×460円/人
	保護者掛金	86,100	85,960	140	614世帯 ×140円/世帯 ※4月誤1世帯
	教職員掛金	5,180	5,180	0	教職員 37人 ×140円/人
支出総計		2,265,263	1,657,990	607,273	

3. 収支の部

単位(円)

収支決算	収入	支出	差引合計	次年度へ繰越す
	2,130,683	1,657,990	472,693	

監査日:令和6年3月12日

PTA会費会計監査委員により、関係書類を照合した結果、適正に執行されていたことが報告されました。

令和5年度(2023年度) 陵北中学校 PTA特別会計決算書

札幌市立陵北中学校 P T A
令和 6 年 3 月 11 日 現在

I) 収入の部

(円)

項 目	予 算	決 算	増減	摘 要
繰 越 金	476,148	476,148	0	
制服リサイクル収益	0	80,563	80,563	
還 元 費 等 積 立 金	100,000	100,000	0	PTA一般会計より
雑 収 入	0	2	2	利息
収 入 計	576,148	656,713	80,565	

II) 支出の部

(円)

項 目	予 算	決 算	増減	摘 要
a	1 生徒還元費	0	400,000	△ 400,000 体育文化振興会費へ補助
	生徒還元計	0	400,000	△ 400,000
b	2 PTA還元費	0	0	0
	PTA還元計	0	0	0
c	3 周年行事など	0	0	0
支 出 計		0	400,000	△ 400,000

III) 収支の部

(円)

収 支 決 算	収 入	支 出	差 引 合 計	次年度へ繰越す
	656,713	400,000	256,713	

監査日：令和6年3月12日

PTA特別会計監査委員により、関係書類を照合した結果、適正に執行されていたことが報告されました。

総会は書面総会
で行います

学級代表は
選びません

陵北中 PTA はこんなチームです

メンバー

- ・PTA 会員のみなさま
- ・教職員のみなさま
- ・事務局・役員
 - ・顧問(校長)
 - ・会長
 - ・副会長(教頭・保護者)
 - ・事務局長
 - ・事務局次長(教職員)
 - ・会計
 - ・会計補佐(教職員)
 - ・書記(教職員・保護者)
 - ・総務
 - ・会計監査
 - ・学年担当 教職員

主な活動 《PTA 会員》

PTA 事務局が行うイベントなどでお手伝いを必要とした時に「陵北中 PTA サポーター」を募集し簡単なボランティア活動を行います。

=活動例=

花壇の苗植え
高校見学ツアー
校長先生とおしゃべり会
役員選考委員



主な活動 《事務局》

PTA 会則の改正や PTA 業務全般を行います。

役員会で学校と情報・意見交換をしたり、イベントの企画・立案、陵北中 PTA サポーターの募集などします。

校外では、地域の方々と連携し、子ども達にとってよりよい学びの環境を作るために活動しています。

=活動例=

教職員紹介作成
標準服等リサイクルバザー

活動
方針

家庭と学校が協力し、子どもの健全な成長をめざします
慣例を見直し、新しい時代に合った PTA 活動を行います

令和6年度 陵北中学校PTA会費会計予算書 (案)

1. 収入の部

単位 (円)

令和6年4月19日現在

項 目		前年度予算	前年度決算	今年度予算	増減	摘 要
繰越金		541,683	541,683	472,693	△ 68,990	前年度より繰越金
会費	保護者	1,254,600	1,127,560	1,234,000	△ 20,600	1年 168世帯 2年 237世帯 3年 212世帯 合計 617世帯
	教職員	75,480	68,080	74,000	△ 1,480	教職員 37人 ×2,000円/年
	PTA会費計	1,330,080	1,195,640	1,308,000	△ 22,080	
共済会掛金	生徒掛金	302,220	302,220	302,220	0	657人 ×460円/人
	保護者掛金	86,100	85,960	86,380	280	617世帯 ×140円/世帯
	教職員掛金	5,180	5,180	5,180	0	37人 ×140円/人
	共済掛金計	393,500	393,360	393,780	280	
雑収入		0	0	0	0	
収入総合計		2,265,263	2,130,683	2,174,473	△ 90,790	

2. 支出の部

単位 (円)

項 目		前年度予算	前年度決算	今年度予算	増減	摘 要
運営費	1 事務局費	60,000	41,332	60,000	0	会議用お茶など
	2 事務消耗品	50,000	76,537	50,000	0	コピー用紙・他
	3 会議費	70,000	0	70,000	0	5月区P連情報交流会6名・会長会・他
	4 印刷費	180,000	258,152	300,000	120,000	コピー機リース料11,330円×12か月 計135,960円・コピーカウンター料150,000円
	5 交通費	20,000	13,000	20,000	0	校区外交通費 一律1,000円/回
	6 通信費	15,500	15,000	15,500	0	事務局11人×1,000円・選考委員会9人×500円
運営費計		395,500	404,021	515,500	120,000	
活動費	7 教養部・環境部	50,000	39,778	40,000	△ 10,000	校庭の花植え(花・肥料・他)
	8 PTAレクリエーション	30,000	13,600	20,000	△ 10,000	校長先生とんでもおしゃべり会(茶菓子)
	9 広報誌	50,000	18,500	30,000	△ 20,000	プレ広報誌700部
	10 学年交流会費	70,000	69,931	60,000	△ 10,000	交流会各学年1回 ※8組同一日学年合同予定
活動費計		200,000	141,809	150,000	△ 50,000	
分担費	11 負担金	400,000	407,050	410,000	10,000	中体連・中文連・進路主事・区P連・教護協会
慶弔	12 奨励費	110,000	105,470	118,800	8,800	卒業記念品(印鑑・ケース付)500円×消費税
	13 慶弔費	94,000	74,480	67,300	△ 26,700	入学式、卒業式祝花(玄関)
	祝花	44,000	44,000	47,300	3,300	(入学式・卒業式)玄関アレンジメント 各5,000円 卒業3年教職員への花3,000円×11人 ※税別
	祝い金・香典など	50,000	30,480	20,000	△ 30,000	会則に基づく
慶弔費計		204,000	179,950	186,100	△ 17,900	
個人情報	14 個人情報漏洩補償制度掛金	10,210	10,100	10,210	0	個人情報漏洩補償制度掛金
共済掛金	15 共済掛金	393,500	393,360	393,780	280	学校管理下外共済掛金・PTA活動中の賠償責任保険料
	生徒掛金	302,220	302,220	302,220	0	657人 ×460円/人
	保護者掛金	86,100	85,960	86,380	280	617世帯 ×140円/世帯
	教職員掛金	5,180	5,180	5,180	0	37人 ×140円/人
その他	16 周年行事・還元費	100,000	100,000	100,000	0	特別会計へ
	17 予備費	562,053	21,700	408,883	△ 153,170	
その他計		662,053	121,700	508,883	△ 153,170	
支出総計		2,265,263	1,657,990	2,174,473	△ 90,790	

(議案5) P T A会則 改正について報告と承認

令和6年度にP T A活動の簡素化を行うため、P T A会則の改正を令和5年度に行いました。
本総会前に改正した経緯について報告いたします。

令和5年11月15日の臨時役員会で審議し、本総会前に改正することの許可をいただきました。

↓

令和6年2月27日の実行委員会で会則の改正案が可決されました。

出席者：校長先生・教頭先生・PTA担当の先生方・PTA各学年代表・PTA役員選考委員会委員長・副委員長・PTA事務局

↓

令和6年3月1日発行のP T Aだよりで、現2.3年生の保護者対象に簡素化について賛否アンケートを行い、賛成100%で賛同していただきました。

<改正のポイント>

- 1, 学級委員（学級代表・教養部・環境部・広報部）を廃止
- 2, 学級代表廃止に伴い、合同会議・実行委員会も廃止
- 3, 役員選考委員はボランティアを募集します
- 4, 令和6年度PTA会費を減額します
- 5, 慶弔規定 第3条「実行委員会」→「役員会」に変更

次ページには改正した P T A 会則(案)を載せています。

赤文字・下線が改正した箇所になります。

札幌市立陵北中学校 PTA 会則(案)

第1章 名 称

第1条 この会は『札幌市立陵北中学校 PTA（保護者と先生の会）』といい(以下、この会という)、事務局を同校内におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、会員が協力し、地域社会と連携しながら、生徒の健全育成に寄与する活動を行うとともに、会員相互の親睦を深め教養の向上を図ることを目的とする。

第3章 活 動

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

1. 会員の教養ならびに親睦に関すること
2. 教育環境の充実に関すること
3. 生徒の安全や福祉の増進に関すること
4. 生徒の教育および福祉のために活動する地域の団体や機関との協力に関すること
5. その他必要と認められること

第4章 会 員

第4条 この会は本校生徒の保護者（又はこれに代わる者）及び本校の教職員をもって会員とする。

第5章 役員・委員

第5条 この会には、次の役員・委員をおく。

1. 役 員 (1)会 長 1名（保護者）
(2)副 会 長 3名（保護者2名・教頭1名）
(3)事 務 局 長 1名（保護者）
(4)事務局次長 1名（教職員）
(5)会 計 1名（保護者）
(6)会 計 補 佐 1名（教職員）
(7)書 記 2名（保護者1名・教職員1名）
(8)総 務 若干名（保護者）
(9)学年担当 3名（教職員）※各学年に1名
(10)会計監査委員 2名（保護者）

第6条 各役員は次の任務を行う。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、必要に応じて諸会議を招集する
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代行する
3. 事務局長は、会務の運営にあたる
4. 事務局次長は、局長を補佐し、局長不在の時は代行する
5. 会計は、この会の資産を管理し、予算に基づいて経理を担当する
また、監査を経て総会に決算報告をし、次年度の予算案を提案する
6. 会計補佐は、会計の補佐と会計不在時の代行を担い、会計と適宜情報を共有する
7. 書記は、庶務一般を担当し、役員会の議事録を作成・管理する

8. 総務は、会務 (一般事務・その他全ての事務) の運営にあたる
10. 会計監査委員は、会計事務を監査し、その結果を総会にて報告する

第6章 顧問・学校長

第7条 この会は、役員の推薦をうけて、顧問をおくことができる。顧問は会長の諮問にこたえ、必要に応じて各種会議・会合に出席し、意見を述べることができる。

第8条 学校長は、各種会議・会合に出席し、意見を述べることができる。

第7章 役員・委員選出

第9条 会長、副会長、事務局長、会計、書記、総務、会計監査委員の選出は、役員候補者選考委員会においてすべての会員（保護者）の中から候補者を選考し、総会の承認を得て決定する。任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 事務局次長、会計補佐、書記は会長が委嘱する。

第8章 総会

第13条 総会は最高の議決機関であり、会長の招集により年1回（例年4月）定期総会を開催する。また、世帯数の3分の2以上の要求、および会長が認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

第14条 総会は全会員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

1. 活動計画および報告
2. 予算および決算
3. 会則の改正
4. 役員の選出
5. その他必要と認められる事項

第15条 総会は会員の出席をもって成立とする。ただし、会員に対し書面（電磁的記録を含む）にて審議事項を通知する書面総会においては、この限りではない。議事は出席者または提出された書面（電磁的記録を含む）表決書の過半数で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第10章 特別委員会

第17条 この会は、学校の教育活動並びに PTA 活動にかかる特別な事項（周年記念行事の運営等）について協議する必要のある時に、特別委員会を設けることができる。

第11章 役員会

第18条 役員会はこの会の執行機関であり、会長・副会長・事務局長・事務局次長・会計（会計補佐）・書記・総務・顧問をもって構成される。必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

1. 総会に付議する議案
2. 総会から委任された事項
3. 会務運営に必要な事項

5. 他の団体との連携等、会の活動に関する事項
6. 細則・規定の起案
7. その他の緊急を要する事項の処理

第12章 事務局

第19条 事務局は役員会に次ぐ執行機関で、会長・副会長・事務局長（事務局次長）・会計（会計補佐）・書記・総務をもって構成される。必要に応じて事務局会議を開催し、PTA本部として次の事項に関する活動を行う。

1. 総会・役員会の運営と参加
2. 総会・役員会から委任された事項
3. 役員会に付議する議案の検討
4. 学校行事に伴うPTA活動の運営・連絡調整
5. PTA主体の活動における企画・運営
8. 一般事務・会計事務と業務改善
9. 市・区PTA連合会や地域の外部団体への参加
10. 学校行事へ来賓として参加

第15章 役員候補者選考委員会

第22条 この会は、第9条の規約に基づき、公平に役員を選考するために役員候補者選考委員会をおく。

1. 役員候補者選考委員は、各学年より3名、及び教職員より2名をもって構成し、委員長1名・副委員長1名を互選する。
2. 役員候補者選考委員の任期は1年とする。
4. 役員候補者選考委員会は、委員長が招集し、各役員に対して定数の候補者を選考する。

第16章 会 計

第23条 この会の経費は、会員が納める会費とその他の収入をもってこれにあてる。

第24条 会費の金額は、総会の承認を得て決定する。

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
ただし、4月1日から総会までは暫定予算を設けることができる。

第26条 本会の会計は定期総会で議決された予算に基づいて行われる。但し、年度の途中であっても、役員協議のうえ、予算を更正することができる。

第27条 会計監査は、中間監査・年度末の定期監査を行う。それ以外にも、会長が必要と認めた時には適宜実施する。

第17章 慶 弔

第28条 この会の慶弔については、「札幌市立陵北中学校 PTA 慶弔規定」に定める。

第18章 会員の個人情報の取り扱いについて

第29条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「札幌

附則

1. この会則は、昭和36年3月18日より施行する。
2. 昭和42年4月22日一部改正
3. 昭和53年4月24日一部改正
4. 昭和57年4月20日一部改正
5. 昭和60年4月23日一部改正
6. 昭和63年4月21日一部改正
7. 平成 8年4月17日一部改正
8. 平成11年4月15日一部改正
9. 平成18年4月14日一部改正
10. 平成23年4月15日一部改正
11. 平成28年4月15日一部改正
12. 平成31年4月17日一部改正
13. 令和 3年4月19日一部改正
14. 令和 6年3月25日一部改正

(議案6) P T A慶弔規定 改正案について

現行の慶弔規定を見直します。

<改正のポイント>

PTA 会員である保護者と教職員へ直接的に適用される内容に整理しました。

近隣中学校の慶弔規定と照らし合わせた上で、本校 P T A 会費の支出を見直し、第 2 条 1.2.3 はそのまま残し、6 については一部変更とします。

※昨年度末の改正時に「実行委員会」→「役員会」に変更しております。

札幌市立陵北中学校 PTA 慶弔規定・新旧対照表

新	旧	備考
(略)	(略)	
第2条 慶弔規定は次の通りとし、会員および生徒に適用する。	第2条 慶弔規定は次の通りとし、会員および生徒に適用する。	
1. 生徒の死亡 10,000 円 <u>と</u> 弔電	1. 生徒の死亡 10,000 円 <u>か</u> 弔電	一部 変更
2. 会員(保護者)の死亡 10,000 円 <u>と</u> 弔電	2. 会員(保護者)の死亡 10,000 円 <u>か</u> 弔電	
3. 会員(教職員)の死亡 10,000 円 <u>と</u> 弔電	3. 会員(教職員)の死亡 10,000 円 <u>か</u> 弔電	
<u>4. (削除)</u>	<u>4. 会員(教職員)の両親・配偶者・子女の死亡 5,000 円</u>	削除
<u>5. (削除)</u>	<u>5. 生徒・会員(教職員)の疾病(入院 1 ヶ月を原則とする) 5,000 円</u>	削除
4. 会員(教職員)の結婚 5,000 円	<u>6. 会員(教職員)の結婚・出産</u> 5,000 円	一部 変更
<u>7. (削除)</u>	<u>7. 会員(教職員)の退職 5,000 円相当の祝品</u>	削除
第3条 第2条に規定していない事項が生じた場合は、 <u>役員会</u> で協議のうえ決定する。	第3条 第2条に規定していない事項が生じた場合は、 <u>実行委員会</u> で協議のうえ決定する。	一部 変更
第4条 第3条の協議を持てない場合は、三役協議のうえ会長が執行し、直後の <u>役員会</u> で報告する。	第4条 第3条の協議を持てない場合は、三役協議のうえ会長が執行し、直後の <u>実行委員会</u> で報告する。	一部 変更

次ページには改正した PTA 慶弔規定(案)を載せています。

赤文字・下線が改正する箇所になります。

札幌市立陵北中学校 PTA 慶弔規定(案)

第1条 この規定は、「札幌市立陵北中学校 PTA(保護者と先生の会) 会則」により慶弔について定めることを目的とする。

第2条 慶弔規定は次の通りとし、会員および生徒に適用する。

1. 生徒の死亡	10,000円と弔電
2. 会員(保護者)の死亡	10,000円と弔電
3. 会員(教職員)の死亡	10,000円と弔電
<u>4. 会員(教職員)の結婚</u>	<u>5,000円</u>

第3条 第2条に規定していない事項が生じた場合は、役員会で協議のうえ決定する。

第4条 第3条の協議を持てない場合は、三役協議のうえ会長が執行し、直後の役員会で報告する。

附則

1. この規定は、昭和63年4月21日より施行する。
2. 平成9年4月16日一部改正。
3. 平成11年4月15日一部改正。
4. 平成12年4月20日一部改正。
5. 平成18年4月14日一部改正。
6. 平成28年4月14日一部改正。
7. 令和3年4月19日一部改正。
8. 令和4年4月18日一部改正。
9. 令和6年3月25日一部改正。
10. 令和6年5月15日一部改正。

(議案7) 令和6年度 P T A役員候補者の報告と承認

顧問	祖 根 聖 吾	校 長
会 長	服 部 郁 子	3-3
副 会 長	門 田 章 人	教 頭
	横 川 まどか	3-1
	桑 山 瑞 恵	2-6
事務局長	長 岡 琴 江	2-3
事務局次長	中 田 喜 子	教 諭
会 計	片 山 琴 恵	2-4
会計補佐	田 中 千 晴	教 諭
書 記	長 沼 文 博	教 諭
	星 野 訓 孝	3-3
	高 田 ありさ	2-2
	風 巻 萌	2-1
総 務	根 田 富美江	3-5
	池 田 静 香	1-2、3-6
	吉 田 美 矩	2-6
会計監査	雑 賀 有 香	3-4
	辻 絵 里	2-3

担当教諭紹介

1学年担当	狗 川 朋 子
2学年担当	大 野 竜 徳
3学年担当	松 岡 拓 磨

札幌市立陵北中学校 PTA 個人情報取り扱い規定

(目的)

第1条 札幌市立陵北中学校保護者と先生の会(以下、本会という)が保有する個人情報の適切な取り扱いと、活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会の役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース(以下、個人情報データベースという)の取り扱いについて定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員、各専門部・各委員会の委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報紙等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。

1. 本会の会費の集金業務、管理業務
2. 本会の活動に関連する文書の送付
3. 役員・委員・会計監査・会員・ボランティア活動等の名簿作成
4. 役員・委員選出とそれに伴う推薦活動
5. 広報誌、PTA だよりへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成以外に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報 は管理者または取扱者が保管し、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いもとで、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管および持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令を定める事務を追行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者（第12条第1～4号の場合を除く）に提供した時は、次の事項について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1～4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を残し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・委員・会員に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施する。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会における審議と承認をもって改定することができる。なお、本規定を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知する。

附則

1. この規定は、平成31年4月17日より施行する。
2. 令和3年4月19日一部改正。